

議案第 2 号

茂原市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定について

茂原市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令を次のように制定する。

平成 3 1 年 3 月 2 0 日 提出

茂原市教育長 内 田 達 也

茂原市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令

茂原市教育委員会処務規程（昭和47年茂原市教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を次のように改める。

第 4 条 削除

第 1 4 条第 2 項を削る。

第 3 2 条第 1 項中「（別記第 1 号様式）」を削り、同条に次の 1 項を加える。

3 起案用紙の様式は、市長部局の例による。

別表第 2 中「

施設名	専決事項	教育長	部長	館長
市民会館	1 使用の許可、使用許可の取消し及び使用制限			○
	2 使用料の徴収、減免及び還付			○

3	入館の制限			○
4	特別設備の設置の許可			○

」を

削る。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

提案理由 茂原市民会館の閉館に伴い、所要の改正を行うものです。